

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2018

月刊

中小企業レポート

11

No.504

長野県中小企業団体中央会

特集1

働き方改革を推進するための関係法律について

特集2

長野県BCP策定支援プロジェクト 第二期始動



知財経営塾キックオフセミナー 知的財産の力で会社を元気にしよう!

知的財産は多くの中小企業に関わりのある、会社の底力を引き出す栄養剤のようなものです。本セミナーでは、知的財産の活用、知的財産戦略、知的財産の評価など様々な事例を紹介しながら解説していきます。

長野会場

12/11 火

14:30~16:00 (受付14:00~)

長野県信用組合 本店2階大会議室
長野市新田町1103-1

諏訪会場

12/12 水

10:30~12:00 (受付10:00~)

諏訪市文化センター 第1集会室
諏訪市湖岸通り5-12-18

セミナープログラム

知的財産の力で会社を元気にしよう!

- ☐ 知的財産って何?
- ☐ 知的財産の7つの働き
- ☐ 元気な中小企業はココが違う

講師

土生特許事務所 弁理士 **土生 哲也** 氏

1989年、日本開発銀行(現・株)日本政策投資銀行)入行。同行でベンチャー企業向け知的財産権担保融資制度を上げた後、同行系のベンチャーキャピタルに出向してベンチャー投資を担当。弁理士として独立後も、主に中小ベンチャー企業の知財実務に携わっている。また、内閣府や特許庁、各地域の経済産業局の知財戦略関連事業の委員を歴任、知的財産という切り口から中小企業支援のあり方を提言している。

参加無料

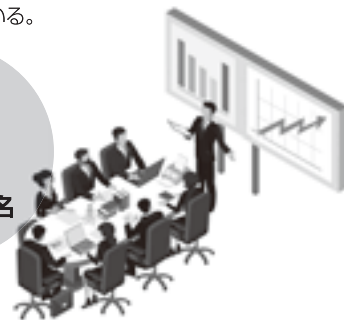
事前申込制

定員になり次第
締切ります。

定員

(先着順)

各**50**名



共催 ■ 関東経済産業局・長野県信用組合 実施機関 ■ 一般社団法人発明推進協会

お申し込み・お問い合わせ ■ 長野県信用組合 経営支援部 TEL.026-233-5605 FAX.026-234-3588

すぐ必要になるお金に備える

**しんくみ
相続信託**

**元本
保証**

相続が発生したとき、複雑な手続きに悩まされることなく、スムーズに受取人が**ご資金を一括で受け取る**ことができます。



もしものとき。ご家族の頼りは、引き出しやすい資金です。

「しんくみ相続信託」の特長

特長 1

管理報酬は無料です。

大切なご資金を守りながら運用できます。

特長 2

安心の元本保証です。

元本が保証されている商品なので安心です。

特長 3

中途解約ができます。

中途解約ができる商品なので安心です。
(ただし全部解約のみとなります。)

遺言書を作成することなく、ご資金の受取人を決定できます。

お申し込みは100万円から、手軽に始められます。

相続の際は、**全額を一括で受け取る**ことができます。

* 管理報酬とは

信託商品では、その管理に必要なコストを管理報酬(信託報酬)として申込人(ご本人さま)にご負担いただく場合がありますが、「しんくみ相続信託」は無料としています。

●当組合は、この商品に係る信託契約の締結を媒介します。ご契約に際しては、お客さまとオリックス銀行株式会社(所属信託兼営金融機関)がご契約の当事者になります。

●詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。

 **けんしん BANK**

知恵と力を合わせて信州を元気に

月
刊

中小企業レポート

2018

11

No.504

-
- 2 **特集1**
働き方改革を推進するための
関係法律について
-
- 8 **特集2**
長野県BCP策定支援プロジェクト
第二期始動
-
- 12 **中央会インフォメーション**
-
- 16 **全中インフォメーション**
-
- 17 **市町村のイチオシ！**
坂城町
-
- 18 **好機逸すべからず**
不二越機械工業株式会社（長野市）
株式会社カミジョウパック（安曇野市）
-
- 20 **弁護士の話**
「従業員承継2 ～株式の集中～」
-



〈表紙写真〉坂城町の特産品「ねずみ大根」

坂城町で古くから親しまれてきた地大根（辛味大根）で、形状は下膨れで短く、ねずみの尻尾のような根がついていることから、いつしか「ねずみ大根」と呼ばれるようになりました。

11月になると、ねずみ大根自身が寒さから身を守るため内部に澱粉質を蓄え「あまもっくら」と呼ばれる辛みの奥に甘さを感じる独特な味わいとなります。ねずみ大根のしぼり汁に、うどんを浸けて食べる「おしぼりうどん」をぜひご賞味ください。

特集1



働き方改革を推進するための関係法律について

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「改正法」という。）につきましては、6月に国会で可決・成立、7月6日に公布され、来年4月1日以降、段階的に施行されることとなっています。改正法では、働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、**労働時間法制の見直し**（長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現）、**雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保**のための措置を講じます。改正法の概要とそれぞれの施行時期について以下にまとめました。

内 容	法 律	概 要	施行日（日にちは全て4月1日）					
			2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
時間外労働の上限規制	労働基準法	・36協定の上限時間は、 1か月45時間、年360時間 を原則 臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間以内、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）以内	大企業					
時間外労働の上限規制にかかる適用猶予の事業・業務		・自動車運転業務、建設業務、医師等の業務について、施行5年後に上記上限規制を適用	※左に該当する事業・業務で、全ての企業規模					
フレックスタイム制の清算期間		・フレックスタイム制の「清算期間」を1か月から3か月に延長	全ての企業規模					
中小企業の割増賃金率引き上げ		・月60時間超の時間外労働の割増賃金率を50%に引き上げ	※中小企業					
年次有給休暇の取得		・使用者は、10日以上有給休暇が付与されている全ての労働者に対し、 毎年5日、時季を指定の上取得させる	全ての企業規模					
高度プロフェッショナル制度	労働安全衛生法	・自律的な働き方を希望する方々が高い収入を確保しながら、メリハリのある働き方をできるよう、本人の希望に応じた自由な働き方の選択肢を提供 ・健康確保措置を講じるとともに、対象者を限定	全ての企業規模					
労働時間の把握義務		・全ての人の労働時間の状況を、客観的な方法その他適切な方法により把握	全ての企業規模					
産業医への情報提供の充実（※50人未満の事業場は努力義務）		・事業者から産業医への情報提供を充実・強化 ・産業医の活動と衛生委員会との関係を強化	全ての企業規模					
勤務間インターバル（※努力義務）	労働時間等設定改善法	・事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間以上の休息時間（インターバル）を確保	全ての企業規模					
正規労働者と非正規労働者との不合理な待遇差の禁止	パートタイム・有期雇用労働法 労働者派遣法	・同一企業内の正規と非正規（パート、有期、派遣）との間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに、不合理な待遇差を禁止 ・労働者に対する待遇に関する説明義務の強化 ・上記にかかるものを含め、裁判外紛争解決手続（行政ADR）の規定をパート・有期・派遣各労働者について整備	大企業 ※中小企業 派遣事業					

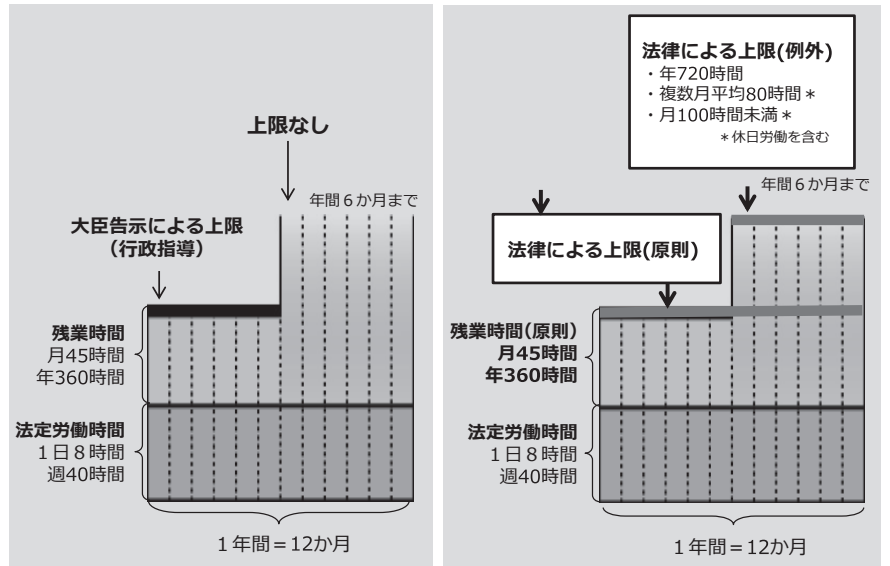
※「中小企業」の範囲は、次のいずれかの事業主となります。「小売業（飲食店を含む）」で資本金の額・出資の総額が5,000万円以下又は常時雇用する労働者の数が50人以下。「サービス業」で資本金の額・出資の総額が5,000万円以下又は常時雇用する労働者の数が100人以下。「卸売業」で資本金の額・出資の総額が1億円以下又は常時雇用する労働者の数が100人以下。「その他の業種」で資本金の額・出資の総額が3億円以下又は常時雇用する労働者の数が300人以下。

以下、改正法の内容について、説明します。

1. 労働時間法制の見直し（労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法の改正）

（1）労働時間の上限規制について

これまで、残業時間の上限がありませんでした（行政指導のみ）。改正法では、間の上限を定め、これを超える残業はできなくなります。

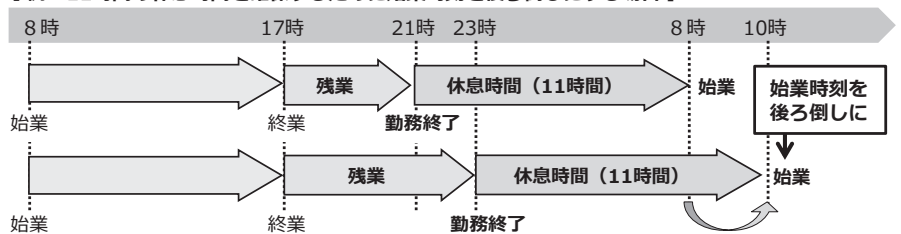


※自動車運転業務、建設業務、医師等の業務については、施行5年後に上記上限規制が適用されます（前ページ参照）。

（2）「勤務間インターバル」制度の導入促進について

「勤務間インターバル」制度とは、1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間（インターバル）を確保する仕組みです。この仕組みを企業の努力義務とすることで、働く方々の十分な生活時間や睡眠時間を確保します。

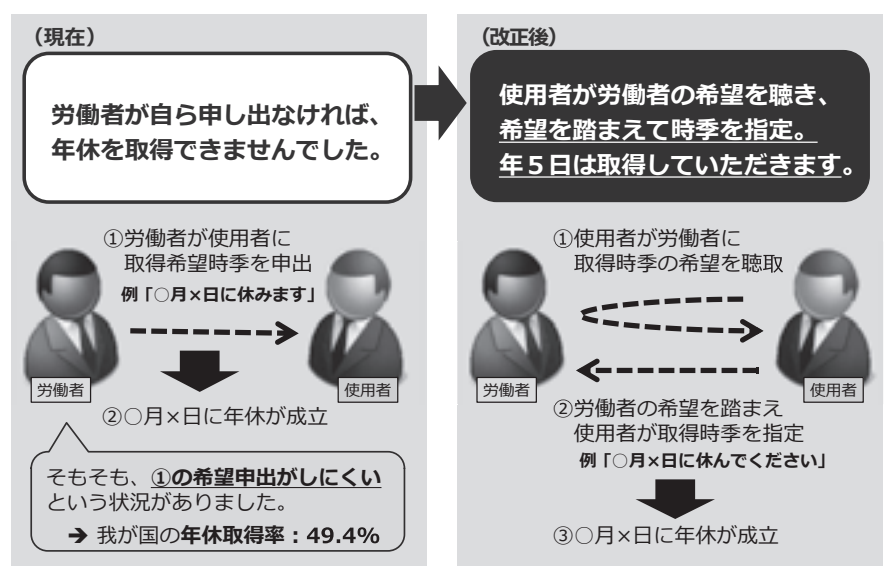
【例：11時間の休息時間を確保するために始業時刻を後ろ倒しにする場合】



※「8時～10時」までを「働いたものとみなす」方法などもあります。

（3）年5日の年次有給休暇の取得（企業への義務付け）について

年次有給休暇は、労働者が自ら申し出なければ、改正法では、使用者が労働者の希望を聴き、希望を踏まえて時季を指定し、年5日は取得していただきます。



(4) 月60時間を超える残業の割増賃金率の引き上げについて

1か月60時間を超える残業に対する50%の割増賃金については、すでに大企業では平成22年度から適用となっていました。これを、中小企業についてもこれまでの25%から引き上げられ、大企業と同じ50%の割増賃金率になります。

(現在)			(改正後)		
月60時間超の残業割増賃金率 大企業は 50% 中小企業は 25%			月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに 50% ※中小企業の割増賃金率を引き上げ		
1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を超える労働時間)			1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を超える労働時間)		
		60時間以下	60時間以下	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%	大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%	中小企業	25%	50%

(5) 労働時間の客観的な把握（企業に義務付け）について

(現在)

- 割増賃金を適正に支払うため、労働時間を客観的に把握することを通達で規定
→ **裁量労働制が適用される人などは、この通達の対象外でした。**

【理由】

- ・裁量労働制の適用者は、みなし時間※に基づき割増賃金の算定をするため、通達の対象としない。
- ・管理監督者は、時間外・休日労働の割増賃金の支払義務がかからないため、通達の対象としない。

※「みなし(労働)時間」とは、実際の労働時間にかかわらず、あらかじめ定められた時間労働したものとみなすことをいいます。

(改正後)

健康管理の観点から、裁量労働制が適用される人や管理監督者も含め、全ての人の労働時間の状況が客観的な方法その他適切な方法で把握されるよう法律で義務付けます。

労働時間の状況を客観的に把握することで、**長時間働いた労働者に対する、医師による面接指導※を確実に実施します。**

※「労働安全衛生法」に基づいて、残業が一定時間を超えた労働者から申出があった場合、使用者は医師による面接指導を実施する義務があります。

(6) 「フレックスタイム制」の拡充について

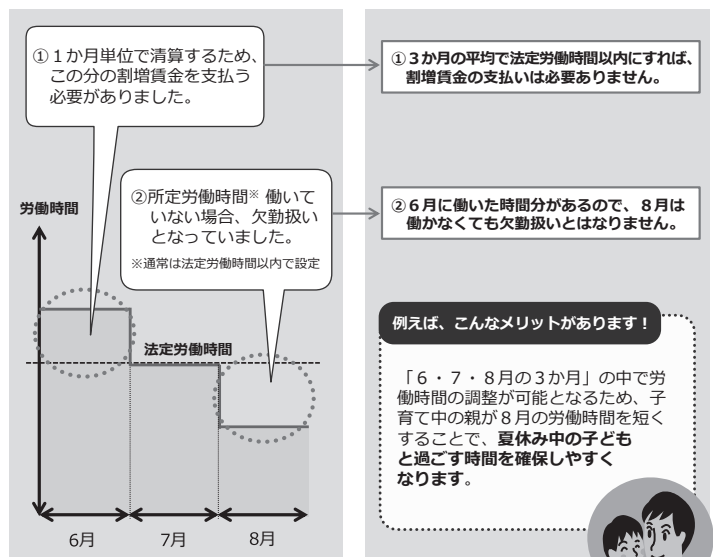
(現在)

労働時間の清算期間：1か月

(改正後)

労働時間の清算期間：3か月

清算期間が3か月になると…
6月に働いた時間分を、
8月の休んだ分に振り替えます。



★ 子育てや介護といった生活上のニーズに合わせて労働時間が決められ、より柔軟な働き方が可能になります。

(7)「高度プロフェッショナル制度」の創設について

高度プロフェッショナル制度の目的は、「自律的で創造的な働き方を希望する方々が、高い収入を確保しながら、メリハリのある働き方をできるよう、本人の希望に応じた自由な働き方の選択肢を用意する」というものです。

制度導入にあたっては、対象労働者が長時間労働を強いられないよう、いくつかの制約が課せられています。それらを以下にまとめました。

要点

1

健康の確保

制度の創設にあたっては、長時間労働を強いられないよう、以下のような手厚い仕組みを徹底します。

(1) 制度導入の際には、法律に定める企業内手続が必要

- ① 事業場の労使同数の委員会（いわゆる「労使委員会」）で、対象業務、対象労働者、健康確保措置などを5分の4以上の多数で決議すること（＝すなわち、労働者側委員の過半数の賛成が必要になります）
- ② 書面による本人の同意を得ること（同意の撤回も可能）

(2) 現行の労働時間規制から新たな規制の枠組みへ

現在の労働時間規制とは … { いわゆる36協定（時間外・休日労働の規制）
時間外・休日及び深夜の割増賃金

高い交渉力を有する高度専門職（具体例は次ページ参照）については、その働き方にあった健康確保のための新たな規制の枠組みを設ける

新たな規制の枠組み = 在社時間等に基づく健康確保措置

- **年間104日以上、かつ、4週4日以上**の休日確保を義務付け
- 加えて、以下のいずれかの措置を義務付け
※どの措置を講じるかは労使委員会の5分の4の多数で決議
 - ① **インターバル規制**（終業・始業時刻の間に一定時間を確保）
+ 深夜業（22～5時）の回数を制限（1か月当たり）
 - ② **在社時間等の上限の設定**（1か月又は3か月当たり）
 - ③ 1年につき、**2週間連続の休暇取得**（働く方が希望する場合には1週間連続×2回）
 - ④ **臨時の健康診断の実施**（在社時間等が一定時間を超えた場合又は本人の申出があった場合）
- 在社時間等が一定時間（1か月当たり）を超えた労働者に対して、医師による面接指導を実施（義務・罰則付き）



 面接指導の結果に基づき、職務内容の変更や特別な休暇の付与等の事後措置を講じる

要点

2

対象者の限定

制度の対象者は、高度な専門的知識を持ち、高い年収を得ている、ごく限定的な少数の方々です。

(1) 対象は高度専門職のみ

- ・ 高度の専門的知識等を必要とし、従事した時間と成果との関連が高くない業務
具体例：金融商品の開発業務、金融商品のディーリング業務、アナリストの業務、コンサルタントの業務、研究開発業務など

(2) 対象は希望する方のみ

- ・ 職務を明確に定める「職務記述書」等により同意している方

(3) 対象は高所得者のみ

- ・ 年収が「労働者の平均給与額の3倍」を「相当程度上回る水準」以上の方
＝交渉力のある労働者…具体額は「1,075万円」を想定

(8) 産業医・産業保健機能の強化について

(現在)

- 割増賃金を適正に支払うため、労働時間を客観的に把握することを通達で規定
→ 裁量労働制が適用される人などは、この通達の対象外でした。

【理由】

- ・ 裁量労働制の適用者は、みなし時間※に基づき割増賃金の算定をするため、通達の対象としない。
- ・ 管理監督者は、時間外・休日労働の割増賃金の支払義務がかからないため、通達の対象としない。

※「みなし(労働)時間」とは、実際の労働時間にかかわらず、あらかじめ定められた時間労働したもののみをいいます。

(改正後)

健康管理の観点から、裁量労働制が適用される人や管理監督者も含め、全ての人の労働時間の状況が客観的な方法その他適切な方法で把握されるよう法律で義務付けます。

労働時間の状況を客観的に把握することで、長時間働いた労働者に対する、医師による面接指導※を確実に実施します。

※「労働安全衛生法」に基づいて、残業が一定時間を超えた労働者から申出があった場合、使用者は医師による面接指導を実施する義務があります。

2. 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保 (パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の改正)

同一企業内における正規と非正規との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるようにすることで、多様で柔軟な働き方を「選択できる」ようにします。

(1) 不合理な待遇差をなくすための規定の整備について

改正法において、裁判の際に判断基準となる「均衡待遇規定」「均等待遇規定」をパート・有期・派遣で統一的に整備します（派遣については派遣先との均等・均衡または労使協定による待遇決定）。

(1) パートタイム労働者・有期雇用労働者

「均衡待遇規定」の内容 ①職務内容※、②職務内容・配置の変更範囲、③その他の事情の相違を考慮して不合理な待遇差を禁止

「均等待遇規定」の内容 ①職務内容※、②職務内容・配置の変更範囲が同じ場合は差別的取扱い禁止

※ 職務内容とは、業務の内容+責任の程度をいいます。

(現在)

- 均衡待遇規定
パートタイム労働者…規定あり
有期雇用労働者…規定あり
- 均等待遇規定
パートタイム労働者…規定あり
有期雇用労働者…規定なし

どのような待遇差が不合理にあたるか、明確性を高める必要がありました。

(改正後)

① 均衡待遇規定の明確化

それぞれの待遇(※)ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。

※基本給、賞与、役職手当、食事手当、福利厚生、教育訓練など

② 均等待遇規定

新たに有期雇用労働者も対象とする。

③ 待遇ごとに判断することを明確化し、ガイドラインの策定などによって規定の解釈を明確に示します。

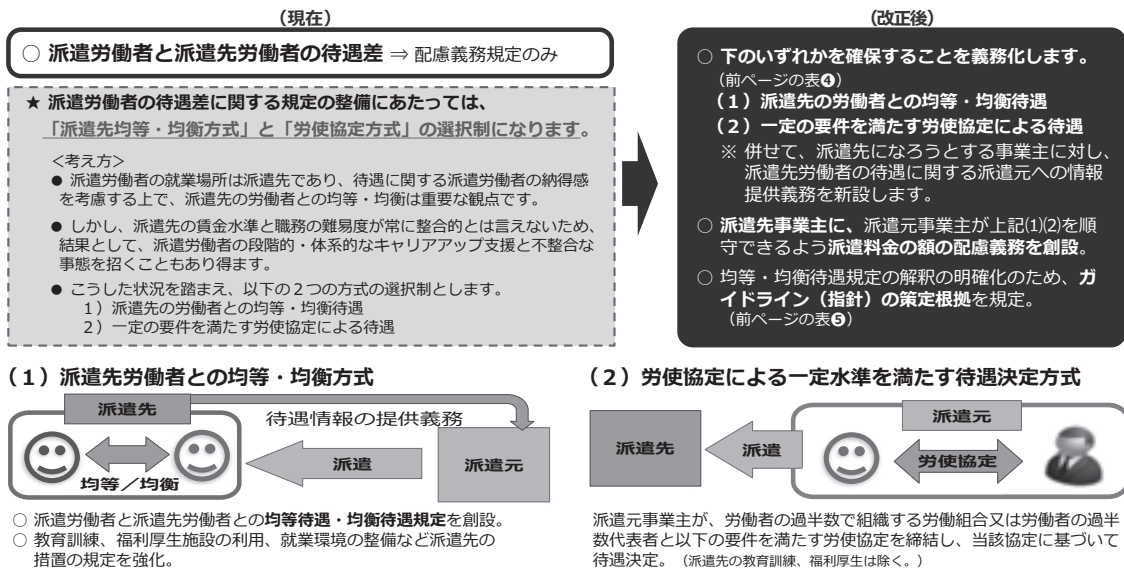
【改正前→改正後】

- : 規定あり
- △ : 配慮規定
- × : 規定なし
- ◎ : 明確化

④⑤は次ページ参照

	パート	有期	派遣
均衡待遇規定	○ → ◎	○ → ◎	① △ → ○ + 労使協定 ④
均等待遇規定	○ → ○	× → ○	② × → ○ + 労使協定
ガイドライン	× → ○	× → ○	③ × → ○ ⑤

(2) 派遣労働者



3. お問い合わせ先

※詳細は長野労働局HP「長野労働局働き方改革」の「『働き方改革』関連リーフレット」をご覧ください。

こちらから→



長野労働局 長野市中御所1-22-1 (長野労働局庁舎)

■ 労働基準法に関するお問い合わせ	労働基準部監督課	TEL 026-223-0553
■ 労働安全衛生法に関するお問い合わせ	労働基準部健康安全課	TEL 026-223-0554
■ 労働時間等設定改善法に関するお問い合わせ	雇用環境・均等室	TEL 026-223-0551
■ パートタイム・有期雇用労働法に関するお問い合わせ	雇用環境・均等室	TEL 026-227-0125
■ 労働者派遣法に関するお問い合わせ	職業安定部需給調整事業室	TEL 026-226-0864
◆ 具体的な労務管理の手法に関するお問い合わせ	長野県働き方改革推進支援センター	
	長野市大字中御所字岡田 131-10 (長野県中小企業団体中央会内) TEL 0800-800-3028	

労働基準監督署

署 名	所在地	電話番号
長 野 署	長野市中御所1-22-1	026-223-6310
松 本 署	松本市大字島立1696	0263-48-5693
岡 谷 署	岡谷市神明町3-14-8	0266-22-3454
上 田 署	上田市天神2-4-70	0268-22-0338
飯 田 署	飯田市高羽町6-1-5	0265-22-2635
中 野 署	中野市中央1-2-21	0269-22-2105
小 諸 署	小諸市三和1-6-22	0267-22-1760
伊 那 署	伊那市中央5033-2	0265-72-6181
大 町 署	大町市大町2943-5	0261-22-2001

特集2 長野県BCP策定支援プロジェクト 第二期始動

2013年度からスタートしている長野県BCP策定支援プロジェクトは、2018年3月をもって第一期が終了いたしました。2018年4月からは新たにプロジェクトの第二期(5ヵ年)がスタートし、引き続き長野県内の企業様に対してBCP策定支援を、長野県・県内経済4団体(県中小企業団体中央会・県経営者協会・県商工会議所連合会・県商工会連合会)・東京海上日動火災保険株式会社の三者で取り組んでまいります。

長野県BCP策定支援プロジェクト第一期成果報告会について

2013年度からスタートした本プロジェクトは、2017年度をもって、第一期が終了いたしました。第一期の5年間で策定を支援した企業は178社。業種は製造業、流通業、サービス業他と様々です。以上の結果をもって2018年3月14日(水)、長野県庁にて阿部守一長野県知事への報告会を行いました。



報告会の様子(阿部知事(右側中央)からプロジェクトに関する総括をいただく様子)

本プロジェクトは継続して取り組まれております！

2018年4月から本プロジェクトは第二期に入りました。引き続き県内企業様のBCP策定を無償で支援してまいります。また、第二期では「BCP策定支援の担い手育成」を重要取組と掲げております。県内企業様のBCP策定ニーズに対して、くまなく迅速に対応する体制整備を進めてまいります。

- 支援プロジェクトを活用してのBCP策定に関してはコピー代などを除いて、無償で支援をご提供し、東京海上日動火災保険株式会社と後日損保商品を契約する必要などはありません。
- BCP策定をご希望される際には、是非本会にお気軽にお問い合わせください。

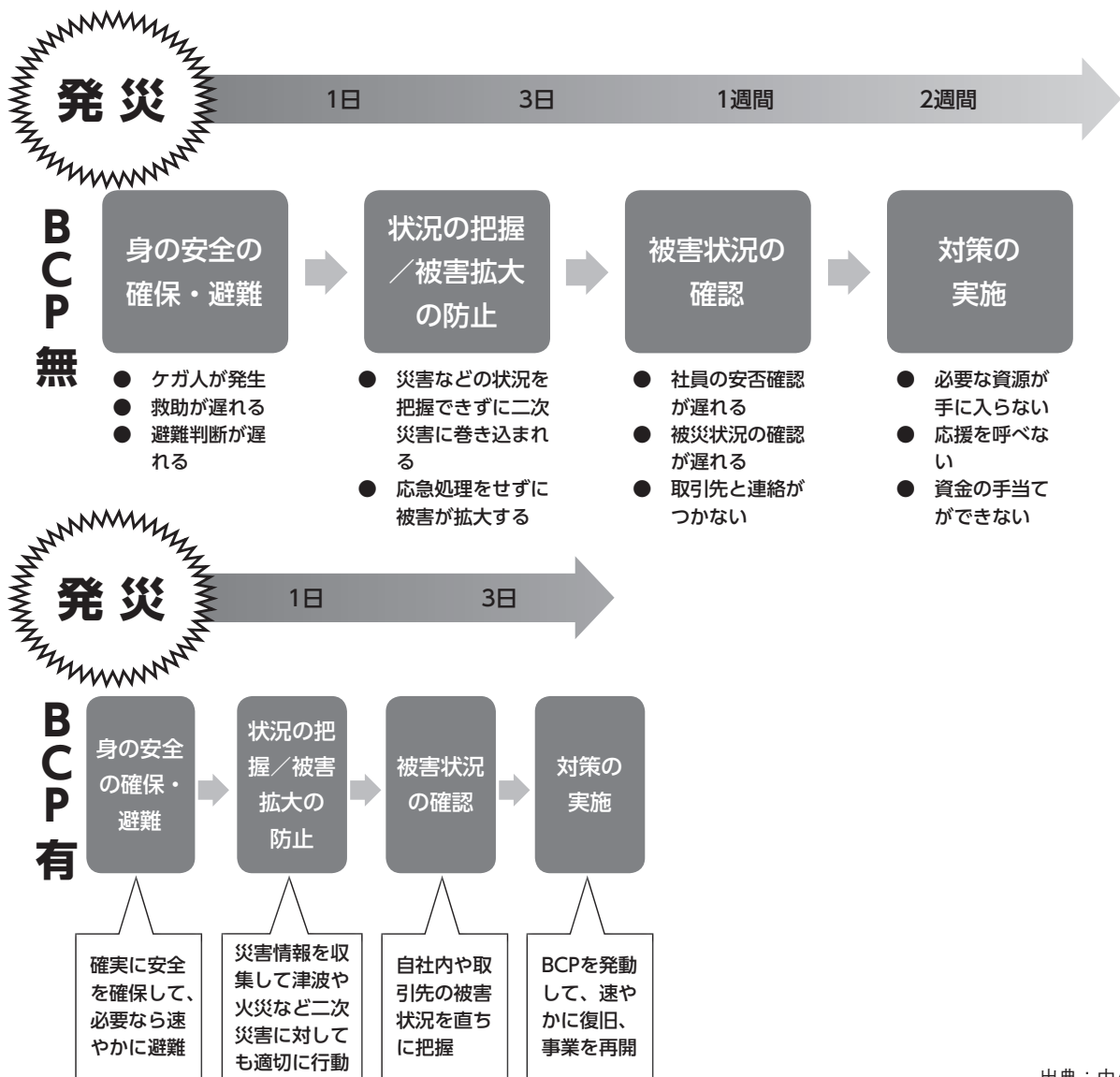
そもそもBCPとは？

～災害時、企業の早期復旧に必須の要素です～

BCP (Business Continuity Plan) とは？

企業等が緊急事態（自然災害、大火災、感染症など）に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、平時に行うべき活動や、当該緊急非常時における事業継続のための方法、手段などをあらかじめ取り決め、それを文書化したものです。

BCPの有無が有事の際にどのような差を生むのか



出典：中小企業庁

BCPに関する情報提供から策定支援まで、 様々なメニューをご用意しております。

BCPを策定し、災害に強い企業を増やしていくことは、組合そのものが災害に強くなっていくことに繋がります。本会と東京海上日動株式会社は、組合員の皆様にBCPの概要をお伝えするセミナーから、個別のBCP策定支援まで一貫した支援を行います！

ここでは、組合の皆様にご用意できる支援メニューについてご紹介いたします。

BCPの基礎からその必要性までをご説明するBCPセミナー（規模：問わず）

BCPの基本的な概念から、その必要性までをご説明するセミナーです。本セミナーの目的はBCPについて組合員の皆様に関心を持っていただくことです。策定について興味を持っていただき、より詳細な中身を知りたいという組合員様には、後日個別に東京海上日動株式会社の社員がご説明に伺います。

講義形式のセミナーですので、参加者の人数は問いません。時間につきましても各組合の皆様のご要望に合わせて柔軟に対応いたします。

簡易版のBCPを策定！参加型のBCPワークショップ（最大参加者15名程度）

5人1班を作っていただき比較的少人数で行うセミナーです。セミナーの中では、地震直後に発生する可能性がある様々な場面を想定し、参加者の皆様にはその場でどのような対応をするか、考えていただきます。与えられたシチュエーションの中で、皆様に考え討論いただくことで、事前準備の必要性(=BCPの必要性)をより具体的に理解していただくための内容になっております。

先に挙げたBCPの策定セミナーに比べ、BCPについて具体的にイメージしやすい内容になっております。時間については約2時間程度で行うものです。

BCPプロジェクトの目的であるBCPの個別策定支援もお任せください！

既にBCP策定に興味があるもしくは、上のセミナーにご参加いただき、BCP策定にご興味を持っていた組合員様には、個別での策定支援を行います。その際には本会へご一報ください。その後、東京海上日動株式会社の社員がお客様のもとへ伺い、策定に関する詳細な説明からその後の支援まで一貫して行います。

東京海上日動株式会社では長野県内全域の企業へBCP策定支援をスムーズに行うため、県内6か所(上田・長野・松本・諏訪・飯田・伊那)の営業所にBCP担当者を複数名おいております。そのため、県内組合員様であればどの地域でも策定を支援いたします。

県内BCP策定企業様に聞きました！

株式会社ニットー様の事例をご紹介します。

最後に、BCPの策定を行った株式会社ニットー様へ、BCPの策定に関するインタビューを行いましたのでご紹介いたします。ニットー様は、長野県BCP策定支援プロジェクトにて策定を支援させていただいた先であり、2018年6月に策定を完了しております。

以下、ニットー様へのインタビュー内容になります。

Q BCP策定に至った経緯を教えてください。

弊社が、平成13年(2001年)にISO9000、翌年にはISO14001の認証を取得した際、『緊急事態対応マニュアル』の見直しを行いました。定期的にレビューしておりましたが、有事の際、社員一人ひとりの初動をより分かりやすい内容にする必要があるという課題を抱えておりました。2011年には東日本大震災が発生し、より実効性のあるマニュアルにしていく必要性を改めて強く感じておりましたところ、東京海上日動様からBCP策定のご提案があったため、即座にお願いすることにいたしました。

Q BCP策定を行う際に工夫した点・苦労した点はございますか。

BCPは『中核となる事業の早期復旧』が策定の一つの目的になりますが、その中核となる事業の選定、言い換えれば、復旧の優先順位づけが非常に難しかったです。弊社は、主力事業であります「研磨ライン」を最優先の復旧箇所とすることで決定いたしました。そして、従業員の安全確保が事業の早期復旧の大前提となりますので、従業員の安全確保について、重点的に策定いたしました。

Q BCPを策定したことによって変わった点はありましたか。(例：社内体制や取引先との関係 等)

BCPを策定したことによって、社員の意識が変わりました。BCP策定の中で、各種課題を認識することとなりましたが、その課題解決に向けて社員が率先して動いてくれています。また、お取引先からの信頼が高まったと感じております。以前より、お取引先からBCP策定に関するアンケートが送られてきておりましたが、そのアンケートに対する回答内容に変化が生じました。具体的には、お取引先が期待している内容で回答することができるようになり、お取引先からの信頼度が高まったことを感じます。

Q 今回のBCP策定を踏まえて、災害対策について今後どのように取り組む予定ですか。

弊社はISOの認証を取得した際、独自のマニュアルを策定しておりましたが、今回の策定により、より実効性のあるマニュアルを策定することができました。東日本大震災以降も、近年の相次ぐ自然災害でBCP策定の社会的関心の高まりを感じております。弊社も、今回策定したBCPについて、毎年1回の見直しを行うことで、より実効性のあるBCPを目指していきたいと考えております。



名 称：株式会社ニットー

代 表 者：代表取締役社長 牧 恵一郎

本社所在地：長野県須坂市大字八重森2-2

会 社 概 要：昭和18年に前身である日本電気工業所として創立。以来事業を拡大し、現在の従業員数は140名におよぶ。主な事業は電子部品・光学部品・機械部品の加工・製造。平成14年には台湾へも進出している。

全国中央会 ものづくり中小企業・小規模事業者連携支援事業活用事例

地域企業連携による耐塩素性病原生物対策用の膜技術システム構築

～SEE研究会 水処理コンソーシアム～

10月3日、SEE (Smart Environment and Energy) 研究会の水処理コンソーシアムを構成する諏訪圏ものづくり推進機構や野村ユニソン株式会社など8つの企業・団体が連携して取り組んだ「地域企業連携による耐塩素性病原生物対策用の膜技術システム構築」事業の「クリプトスポリジウム対策・膜浄水装置」試作機披露会が開催されました。

水処理コンソーシアムでは、全国中央会が実施する「ものづくり中小企業・小規模事業者連携支援事業」を活用し、構成企業それぞれの持つ強みを活かしながら新たな膜浄水装置を開発しました。



諏訪工業メッセ2018で披露された「膜浄水装置」

●耐塩素性病原生物(クリプトスポリジウム)対策の必要性和課題

野生鳥獣の糞尿を原因とするクリプトスポリジウムは、強い耐塩素性を有する病原生物で、国内においても健康被害が報告され、全国的に水道水の安全性の確保が急務となっています。

厚生労働省が対策として推奨する「紫外線殺菌による不活性化」では、0.1%の原虫漏れの可能性があり、「膜ろ過による物理除去」では、除去率100%を達成できますが、紫外線殺菌方式と比較して、導入・維持管理費が高価であるという課題があります。

●本事業の狙い

地域企業が連携することで、簡易水道事業者や自治体などをメインターゲットに、安全でコストパフォーマンスに優れた膜ろ過処理装置を提供することで、安全・安心な水道水の提供を可能にします。

●事業の成果と今後の展望

クリプトスポリジウム除去100%の安全性を確保した独自技術による膜制御システムを実現しました。装置自体の配線、配管や制御方法を簡素化することで本体装置のコストダウンはもちろんメンテナンスも容易となりました。来年2月の事業完了予定までにはIoT機能を付加し、遠隔地浄水場の常時監視や一元管理による故障予測など保守管理の利便性を高める予定です。

また現在、膜分離技術振興協会 (AMST) の認定を取得するべく認定申請に向け準備を進めています。AMSTによる安全規格・安全評価による認定取得により、自治体等への販売促進に弾みを付けたいと考えています。

●水処理技術の重要性

地球上に存在する「水」の中で、人間が生活に使える水量は、0.01%です。温暖化が進行し、世界全体の気温が上昇する中で、人口の増加と相まって世界全体で渇水のリスクが高まっています。それに伴い、海水の淡水化や工業用水の再利用など、水処理関連の市場規模はますます拡大し、世界的にも水処理技術の重要性が高まっています。

水処理コンソーシアムのコア企業であり、今回取材にご協力いただいた本会諏訪支部長で野村ユニソン株式会社の野村稔代表取締役社長は、「地域で技術・商品開発をし、全国のみならず世界へと発信していくことで、地域経済の成長に貢献し、地域の活性化に繋がっていききたい」と今後の展望を話されました。



今回お話を伺った野村ユニソン株式会社 野村稔代表取締役社長(中央)
野村ユニソン株式会社 管理本部経営システム部 水内義男部長(左)
NPO諏訪圏ものづくり推進機構 五味知佳士理事(右)

ものづくり中小企業・小規模事業者連携支援事業の詳細はこちらでご確認ください。

中小機構URL http://www.smrj.go.jp/sme/enhancement/supporting_industry/index.html

「信州観光改革元年 長野の魅力を活かした滞在型山岳リゾートを目指して」デービッド・アトキンソン氏の講演会を開催します

「長野県観光戦略2018」が目指す姿『そこに暮らす人も訪れる人も「しあわせ」を感じられる世界水準の山岳高原リゾート』の実現に向けて、講演会を開催します。

日時：11月26日(月) 午後1時～午後3時まで(開場：午後0時30分)

会場：白馬ウイング21文化ホール(北安曇郡白馬村北城2066)

【第1部】 講演会 『地域資源を活かした「稼げる観光地域づくり」
～世界から見た観光産業成長のヒント～』

講 師 デービッド・アトキンソン氏(株)小西美術工藝社代表取締役社長)

【第2部】 パネルディスカッション

「訪れるひとと住むひとと笑顔になれる観光地づくり
～インバウンド先進地・白馬から考える～」

パネリスト デービッド・アトキンソン氏

熊谷 晃 氏(長野県観光部長)

藤本 元太 氏(白馬村副村長)

丸山 一馬 氏(株)白馬樅の木ホテル代表取締役)

モデレーター 丸山 徹也 氏(白馬ツーリズム副会長)



お申込・お問い合わせは、長野県観光部観光誘客課おもてなし推進担当(担当：赤羽)までご連絡ください。

TEL:026-235-7253 FAX:026-235-7257 メールアドレス:kankoshin@pref.nagano.lg.jp

長野県で関東甲信越静ブロック研修会を開催

～長野県中小企業組合士協会～

10月11・12日、長野市元善町「常智院」にて、平成30年度関東甲信越静ブロック中小企業組合士協議会全体交流研修会が長野県中小企業組合士協会の主管のもと開催され、県内外のブロック会員52名が参加しました。

1泊2日で開催されたブロック研修会では、八十二銀行文化財団理事で麻績村の聖博物館名誉館長でもある宮下健司氏をお招きし、視察先である「善光寺と戸隠」をテーマにその歴史や役割についてご講演いただきました。

翌朝には早朝の澄んだ空気の中、善光寺本堂で日の出とともに始まる法要「お朝事」や、お朝事の前後に本堂を往復する善光寺住職が数珠で撫でて功德を授ける「お数珠頂戴」の儀式など、早朝ならではの善光寺を体験し、参加者は厳かな雰囲気圧迫されていました。

朝食後は、戸隠に場所を移して中社周辺の散策や奥社参道の中ほどにある随神門や樹齢約400年を超え天然記念物にも指定されている杉並木の視察など、同行いただいた宮下先生の説明を聞きながらブロック会員同士の親睦を深めていました。



善光寺前での集合写真

第6回秋の木曽漆器祭・体験まつりを開催

～木曽漆器工業協同組合～

10月21日、塩尻市の木曽平沢一帯で「第6回秋の木曽漆器祭・体験まつり」が開催されました。今年で6回目となる秋の木曽漆器祭・体験まつりの認知度も年々高まっており、秋晴れの中多くの観光客が訪れていました。

先着200名限定で行われたスプーン研ぎ体験は、^{ついで}堆朱が施されたスプーンの柄を耐水ペーパーで研磨するもので、参加者はそれぞれに異なる模様が現れることを楽しんでいました。

また組合青年部では、訪れた観光客に漆器の魅力を発信するため、筑波大学の学生と連携して開発した「かしだしっき」という拭き漆の貸し出し用の漆器に、お客さんが選んだ旬の野菜天ぷらの盛り付けを楽しんでもらいました。



スプーン研ぎ体験をする参加者



組合青年部の活動に集まる観光客

器に、お客さんが選んだ旬の野菜天ぷらの盛り付けを楽しんでもらいました。

このほかにも、漆器職人との対話や一流の技に触れることができる工房見学・重要伝統的建造物群見学やオリジナルの箸づくりが体験できる木曽漆器こどもワークショップの開催など、木曽漆器の技術を体験し、触れ合うことに重点を置いた内容に、大人も子供も楽しみながら伝統技術に親しんでいました。

組合活動紹介

上田卸商業協同組合の活動

上田卸商業協同組合は、集団化による事業の効率化と活性化などを目的として昭和39年に設立されました。

同組合では、組合員向けの様々なセミナーの開催やスポーツ大会、団地内の一斉清掃など活発な事業活動を展開しています。

また、地域住民への感謝還元市として平成20年より7月上旬に「訳あり市」を開催しており、平成27年より「あきんど市」と名称を変更し、今



「あきんど市」の会場を訪れる地域住民の皆さん



上田市社会福祉協議会の丸山正明会長(左)と上田卸商業協同組合の桑原茂実理事長(右)

年で10回目を迎えました。組合員企業のみならず組合員の取引先企業等、多方面に出店の声をかけたため新規出店6社の28社が出店し大いに賑わいました。問屋の訳あり品やこだわりの商品が多数取り揃えられていることから、10時の開場前には会場のあきんどホール前に300人近くの来場者が詰めかけ、来場者が合計で1,600人を超えるほどの盛況ぶりでした。

「あきんど市」10回目の開催を記念するとともに、地域へ感謝の気持ちを示したいとの思いから、上田市社会福祉協議会に車いす2台を寄贈するなど、地域貢献にも積極的に取り組んでいます。

ものづくり大賞NAGANO2018表彰式 NAGANOものづくりエクセレンス2018認定式が開催

10月26日、長野市ビッグハットにて「ものづくり大賞NAGANO2018表彰式」及び「NAGANOものづくりエクセレンス2018認定式」が開催されました。

長野県内のものづくり企業を応援する「ものづくりNAGANO応援懇話会」では、毎年優れたものづくり企業を「ものづくり大賞NAGANO」として表彰しています。

9回目となる今年も、エントリー企業の中から「大賞」、「きらりと光る技術賞」、「特別賞」の表彰が行われ、さらに当日、大賞の中からグランプリを決定・表彰しました。また、長野県がものづくり企業の優れた技術・製品を認定する「NAGANOものづくりエクセレンス2018」の認定式も同時に行われました。



ものづくり大賞NAGANO表彰式記念撮影の様子



ものづくりエクセレンス認定式記念撮影の様子

10月26日・27日に開催された「産業フェアin信州2018」の開会式に引き続き実施された表彰式・認定式は、太田寛長野県副知事が出席してプレゼンターを務められました。

「ものづくり大賞」には株式会社セルコ（小諸市 小林延行代表取締役社長）、株式会社南信精機製作所（飯島町 片桐良晃代表取締役社長）、マリモ電子工業株式会社（上田市 清水久夫代表取締役社長）の3社が受賞し、グランプリには、株式会社セルコが選ばれました。

「きらりと光る技術賞」には、マルキ醤油株式会社（中野市）が受賞し、「NAGANOものづくりエクセレンス」には、株式会社ミナミサワ（長野市 南澤宏一代表取締役社長）をはじめ、11企業（大賞・技術賞受賞企業を含む）が認定されました。

「特別賞」には、製造業ご当地お土産プロジェクト（伊那市）が選ばれました。

春日英廣本会顧問が「ものづくり大賞NAGANO 2018」、「NAGANOものづくりエクセレンス2018」に関する講評を話されました。

本年度受賞・認定の一覧と大賞・エクセレンスの詳細については、以下のホームページをご覧ください。次年度以降ご応募の際には本会にて支援いたしますので、ぜひお申し出ください。



講評を話す本会 春日英廣顧問

ものづくりNAGANO応援懇話会 <http://mono-n.com/index.html>

長野県ホームページ <https://www.pref.nagano.lg.jp/>

ものづくりエクセレンス

検索

●城内実経済産業部会長との懇談会開催

全国中央会は、8月30日、ANAインターコンチネンタルホテル東京において、城内実自由民主党経済産業部会長と正副会長等との懇談会を開催しました。

大村会長の開催挨拶の後、城内経済産業部会長から、平成31年度予算の概算要求および税制改正要望の概要等の説明を兼ねた挨拶が行われました。

高橋専務理事から、第70回中小企業団体全国大会の決議案概要等について説明が行われた後、意見交換が行われ、伊藤副会長（広島県中央会会長）および服部副会長（愛媛県中央会会長）から、7月の西日本の豪雨の被害状況の報告と被害者の実情を踏まえた支援を求める意見がありました。諏訪部理事（静岡県中央会会長）からは、介護支援への環境整備、共同施設リニューアルおよび災害時の団地組合の機能強化、小正副会長（鹿児島県中央会会長）から高速道路料金の負担軽減と事業承継の推進、櫛引副会長（青森県中央会会長）から、地域経済の活性化、杉谷副会長（島根県中央会会長）から、事業承継にともなう持株会社設立に係る規制緩和等を求める発言がありました。

●政府与党国會議員に対して第70回全国大会決議を要望

大村会長は、9月18日・19日、政府与党国會議員に対して、第70回全国大会決議の実現を要望しました。



竹下総務会長（右）



逢沢衆議院議員（左）



平衆議院議員（左）



甘利行政改革推進本部長（中央）



山口公明党代表（左）



菅原衆議院議員（中央）



山際衆議院議員（右）

※肩書は当時

坂城町章
(昭和30年10月1日制定)

Sakaki Town

坂城町

坂城町マスコットキャラクター
「ねずこん」

坂城町は、長野県の東信地域と北信地域の結節点に位置し、町の中央には千曲川（信濃川）が流れ、周囲を1,000m級の山々に囲まれた自然豊かな町です。

町の主要産業は工業であり、機械・金属加工業を中心に多種多様な技術を持つ約230社の企業が集積しており、独自の創意工夫と先進的技術の開発により、常に時代の先端を歩んできたことから

「ものづくりのまち」と呼ばれています。

また、日本で最も降雨量の少ない地域であり、晴天の日が多い気候を活かして、りんごやぶどうの生産も盛んに行われ、工業を中核として農業・商業が融合する特色ある町です。

日直
ねずこん11月は
ねずみ大根が

旬



坂城町の特産品「ねずみ大根」は、下膨れの形とねずみの尻尾のような細くて長い根が特徴の辛味大根です。

ねずみ大根のおしぼりうどんを食べて、辛さの後からほのかに感じる甘さ、「あまもっくら」と呼ばれる味わいをお楽しみください！



坂城テクノセンター



▲コワーキングルーム

リニューアル!!

▼ロビー



坂城テクノセンターは、「ものづくりのまち坂城」を象徴する中核施設として、技術開発の支援、人材育成、企業間交流、情報提供などを実施しており、3Dプリンタなどの機器も揃えています。

同センターを平成30年4月にリニューアルし、新たに設けたコワーキングルームは壁全体がホワイトボードになっており、吊下げ式プロジェクターも設置されているので、様々な場面で使用することができます。また、より多くの方が利用しやすくなるようロビースペースを拡充し、フリーWi-Fiやコイン式コピー機なども整備しました。

他にも「魅どころ」がいっぱい!



さかき千曲川バラ公園



びんぐし湯さん館



日本刀展示(鉄の展示館)



坂木宿ふるさと歴史館



169系電車静態保存



さかき地産直売所「あいさい」

坂城町では、さらなる工業振興のため、工業団地の拡張に取り組んでいます。また、移住・定住を促進するため、結婚・子育て・医療・住環境などの向上にも力を入れ、様々な形でサポートしています。

坂城町長
山村 弘

- さかきテクノセンターHP <http://www.sakaki-tc.or.jp/>
- ねずこんフェイスブック <https://www.facebook.com/nezukon/>

好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol. 123

不二越機械工業株式会社（長野市）

新たな半導体の開発を支える究極の研磨技術。
「半歩先」を基本に新分野に積極的に挑戦。

最先端技術とハンドメイドの融合

不二越機械工業は戦時中の疎開企業を引き継ぎ、旋盤、木工機など各種工作機の製造・販売会社として設立。昭和39年、当時実用化され始めた半導体シリコン



ポリッシングマシン

の特殊加工機械の試作に成功し、ラッピングマシンの研究開発をスタートしました。

以来、シリコンウェーハを研磨する加工装置の開発メーカーとして「切る・磨く」技術を追求。その精度は東京ドームのグラウンドを0.1ミリの凹凸もなく平準化するレベルまで極めてきました。

つねに「半歩先」がものづくりの基本。シリコンウェーハの加工径の大型化や、サファイヤなどシリコン以外の幅広い特殊素材の加工など新しい技術に挑戦してきました。そうして培った最先端技術と、顧客の要望を満足する製品を一台一台作り込んでいく“ハンドメイド”の融合が、ラッピングマシン、ポリッシングマシンで世界トップクラスのシェア獲得につながっています。

新たな開発にはものづくり補助金を積極的に活用。これまで硬質材料等の高荷重・高速による研磨装置の開発や、ミニマルファブに供給するウェーハの高効率製造ラインの構築などに取り組んできました。

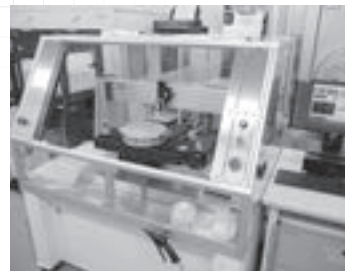
積極的に新分野に挑戦



高速高圧研磨対応装置

さらに平成28年度ものづくり補助金で超難加工材料の新規研磨プロセス（スマート研磨）の開発に欠かせない測定機を導入。従来の5分の1から6分の1の加工時間を実現する新規研磨プロセスの開発に取り組んでいます。

「省エネの切り札」として電力会社や自動車メーカー、電機



測定システム

メーカー等が大きな期待を寄せる次世代パワー半導体材料、SiC（炭化ケイ素）、GaN（窒化ガリウム）。どちらも超難加工材のため長時間の研磨加工が必要で、それがコスト高の一因となっています。

高性能デバイスを低価格で普及させることが本開発の目的。開発の総責任者である市川大造専務は「大学との共同研究であり、理論と実際のマッチングを検証するためにも新しい測定機が必要不可欠でした」と話します。

半導体のさまざまな用途に対応し、国が進めるミニマルファブ構想など新たな製造方法の研究にも積極的に取り組む同社。旗振り役の市川専務は「社会貢献の一環として協力しながら新しいことにチャレンジしていこうと取り組んでいます」と話し、こう続けます。

「研磨機から周辺の自動機、設備機器の開発へ



ミニマルファブに供給するウェーハ製造ライン

と広げていきたい。さらに新規事業としてスタートした医療分野も伸ばしたい。新分野に挑戦するためにも、より幅広い分野の人材の育成を目指しています」



不二越機械工業株式会社

代表 代表取締役社長 市川浩一郎
代表取締役専務 市川大造

創業 1952（昭和27）年5月

資本金 6,000万円

本社 長野市松代町清野1650

TEL.026-261-2000 FAX.026-261-2100

事業内容 半導体・電子材料加工装置および周辺装置の開発／製造／販売



代表取締役専務
市川大造

好機逸すべからず

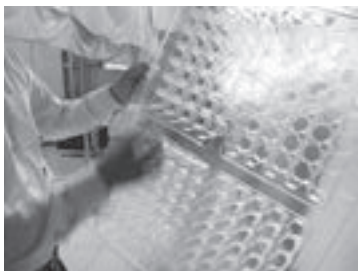
「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.124

株式会社カミジョウパック（安曇野市）

真空成形を強みに多彩な包装ニーズに応える。
最新鋭生産管理システムの導入で働き方改革も。

真空成形容器が6割を占める

農作物などの段ボール容器の製造で創業以来、包装材の設計・製造・販売を手がけてきたカミジョウパック。地元精密機器メーカーとの取引が拡大し、段



真空成形品

ボール加工の際に出る紙埃が精密部品に付着するのを嫌う顧客の要望から、プラスチックの真空成形容器の製造へとシフトしてきました。

現在、真空成形容器が6割、プラスチック段ボールを始めとするプラスチック製品が2～3割を占め、段ボールケースは1割程度。その他、各種緩衝材、プラダン通箱、包装資材なども取り扱い、総合パッケージメーカーとして顧客のニーズに応じています。

上條宏聡社長は、同社は真空成形容器で伸びてきた、と次のように話します。

「段ボールは輸送コスト面で県外への販売は困難。品質、価格面でも他社との差別化が難しく、大手による市場の寡占化も進んでいます。それに対して真空成形容器は一箱に数百枚単位の梱包で県内外の顧客に販売できる。今後さらに伸ばしたいと思っています」

真空成形容器の主力は、生産ラインに組み込まれ、ロボットによる取り出しから出荷まで対応できる工業用トレイ。単なる入れ物にとどまらない品質の高さが求められ、それが同社のノウハウになっています。

最新鋭の生産管理システム導入

もっともプラスチック材料シートを加熱して加工する真空成形は、作業員、機械、設定、材料、室温などさまざまな要因が複雑に影響。あらかじめ最適な成形条件を定めることが難しく、作業員の経験則による



生産管理システムでリアルタイムに管理

微調整に頼り、不良廃棄ロスが大きいことも大きな課題でした。

そのため同社では平成28年度ものづくり補助金を活用し、生産から購買までトータルに管理できる最新鋭の生産管理システムを導入。あわせて無料で使える分析ツール（ビジネスインテリジェンスツール）も加え、不良発生を抑制し材料廃棄ロスを削減し、リアルタイムの在庫管理など効率的な業務体制も実現しました。

システムはクラウド上に構築。担当者がどこにいても利用可能なため、育児休業中の女性社員が在宅で作業するなど働き方改革にもつながっています。

「募集してもなかなか人が集まらないのが現実。そんな中で今回のシステム導入は人材確保にもつながり、当社にとってはまさに画期的な投資でした」

同社では今後さらに真空成形に力を入れ、他社と差別化を図る成形機の導入や金型の内製化で品質向上と顧客ニーズへのきめ細かな対応を目指して



自社製品（プラダン「カド吉くん」）

ています。「真空成形はいろいろな可能性が考えられる」と上條社長。工業用製品以外、さらには容器にもこだわらず、新たな用途開発に取り組んでいこうと考えています。



働き方改革も実現



株式会社カミジョウパック

代表 代表取締役 上條宏聡

創業 1963（昭和38）年4月

資本金 3,000万円

本社 安曇野市豊科高家1178-8

TEL.0263-71-4649 FAX.0263-71-4666

事業内容 真空成形・プラダン・段ボール・一般紙器、
その他包装資材の製造・販売



弁護士の話

従業員承継2 ～株式の集中～



弁護士 小林 育美 (長野市)

1 はじめに

前回のコラムでは、従業員承継（親族以外の役員や従業員に事業を承継させること）の概要や課題について取り上げ、安定的な経営のためには、後継者に株式を集中させることが課題の1つであることをお話しさせていただきました。そこで今回のコラムでは、株式の集中に関する具体的な事例について取り上げたいと思います。

2 事例

製造業を営む甲会社は、発行済株式総数が1,000株です。甲会社には、オーナーである社長A（60歳）、創業当時から会社を手伝ってきた兄のB、兄の子でBと一緒に甲会社を工場長として手伝ってきた甥のC（後継者）、Aの長女Dがいます。Aの家族は、妻が既に死去しており、長女Dと次女Eがいますが、Eは会社の経営には関わっていません。株主の構成は、A（600株）、B（200株）、C（100株）、D（50株）、E（50株）で、AはCを後継者にしたいと考えています。Cは、兄のBが亡くならない限り、法定相続人ではありません。

3 何も対策をしなかった場合

仮に、Aが何も対策をせずに死亡した場合、Aの株式はDとEに相続され、DとEが合計700株（50株+50株+600株）を取得することになります。そうすると、Cは父親Bとの議決権を合わせても300株しか取得できないことから、株式の過半数を確保できず、DやEの協力がない限り円滑な会社の運営ができなくなります（この事態に乗じて、Dが会社の支配に乗り出してくる可能性もあります）。

また、Aが遺言によって全ての株式をCに遺贈するとしても、DやEには遺留分（遺産のうち相続人に保障された一定の割合）として4分の1ずつが保障されています。そこで、仮にAが亡くなって相続が発生したとすると、DやEが遺留分減殺請求権を行使する可能性があります。その場合、株式はどうなるのでしょうか。この点については、平成30年7月6日に成立した相続に関する民法改正に注意が必要です。遺留分の主張がなされた場合の効果について、改正前の現行法の解釈によれば、D・Eの共有状態となり、Cが単独で株主としての権利（議決権）を行使することはできなくなってしまいます。しかし、改正された民法によれば、遺留分を侵害された者は、遺留分の権利を行使することによって受遺者等に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求できることとなり（改正後の遺留分減殺請求権は、「遺留分侵害額請求権」と呼ばれます。）、株式の共有化といった事態は避けることができるようになりました。従って、相続の発生が現行法の規定が適用されるのか、改正民法が適用されるのかにより、その効果が大きく異なる

ることになりますので、注意が必要です。ちなみに、改正民法は、公布の日（平成30年7月13日）から1年以内に施行（施行日は別途政令で指定）となりますので、専門家にお聞きになりながら、対応を考えた方が良いかと思います。

Aとしては、後継者Cに円滑に事業承継をさせるために、自分の死後に議決権が分散することのないような措置を、専門家に相談しながらあらかじめ講じておく必要があるのです。

4 考え得る手段

Aが現時点で取ることのできる手段・方法としては様々なものがありますが、ここでは「議決権制限株式」の利用について詳しくお話しします。

(1) 「議決権制限株式」（会社法108条1項3号）とは、一定の事項についてだけ議決権がある株式や、一切の事項について議決権がない株式です（以下では、完全無議決権株式のことをいいます）。

例えば、Aが保有する株式のうち300株を「議決権制限株式」に変更し、Cに300株の普通株式を遺贈し、DとEに150株ずつ議決権制限株式を相続させます。すると、Cが400株の普通株式（もともと保有していた100株+遺贈された300株）、Bが200株の普通株式、DとEがそれぞれ50株の普通株式と150株の議決権制限株式を保有することとなり、Cは議決権の57%（普通株式700株のうち400株）を取得することができます。このように、後継者であるCに「普通株式」を遺贈し、後継者以外の相続人（DやE）に「議決権制限株式」を相続させることによって、後継者以外の相続人の遺留分に配慮しながら、後継者に経営権を集中できることになるのです。

ただし、Aが自己の株式を「議決権制限株式」に変更するには、定款変更のための株主総会特別決議（議決権の3分の2以上）が必要となるため、Cなど他の株主の協力が必要になります。また、変更する株式を増やせば増やすほど、Aの議決権割合は低下し（例えば、Aが300株を議決権制限株式に変更すると、Aの議決権は60%から50%に低下します）、相対的に他の株主の議決権割合は上昇するため、経営権保持との関係では内容変更する株式数に注意が必要です。

(2) その他にも、Aが議決権制限株式を取得する方法としては、議決権制限株式を全株主に無償で割り当てる方法（会社法158条）があります。この場合、全株主に保有比率に従って株式を割り当てるため議決権割合は変更しないため他の株主の理解は得られやすいですが、発行株式数が多くなるため既存株主の1株当たりの価値は低下してしまうというデメリットがあります。

5 終わりに

以上のとおり、株式の集中には会社法の中でも様々な手段があり、株主の構成、後継者の保有株式割合、事業承継の開始時期などによって、最善の方法は変わってきます。また、株式の承継にあたっては、後継者が対価や税金を支払わなければならない、これらの資金の調達に従業員承継の足枷になっているともいわれています。平成30年に事業承継に関する税制が大幅に改正されましたし、資金の調達については、国の経済的支援策を利用するなどの方策もあるため、どのような承継方法がベストであるかを知るためにも、早めに専門家へご相談されることをお勧めします。

はたらき過ぎは危険信号、 あなたも職場も

あなたにとって労働とはなんでしょうか？
働くことは大切ですが、働き過ぎは問題です。
長時間の労働は、健康障害のリスクも高まり、
賃金不払残業、ひいては過労死にも繋がる危険があります。
この機会に職場環境を見直してみませんか？

～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

毎年**11月**は「**過労死等防止啓発月間**」です。
同月間に「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します。

無料

「**過重労働解消相談ダイヤル**」

過重労働等に関する相談はこちら>>>

なくしましょう 長い残業
0120-794-713

11月4日(日) 9:00 ～ 17:00

専用WEBサイト



 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

ETC

各種サービスのご紹介

大口・多頻度割引制度（後払制度）

日本高速道路(株)発行の ETC コーポレートカードを使用して、ETC システムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し利用実績に応じて割引されます。
但し、1 台月額 3 万円以上となります。

法人会員の ETC カードによる割引制度（後払制度）

上記、大口・多頻度割引制度に該当しない組合員のために当組合の ETC クレジットカードを使用して、利用実績に応じてマイレージ割引をいたします。

ITS-TEA

一般財団法人 ITS サービス高度化機構

ETC 車載器の
販売、セットアップ
できます。

申込み・問い合わせは
(協) 長野県商工振興会
<http://www.alps.or.jp/shoko/>
〒380-0936 長野市岡田 131-10 中小企業会館内
TEL(026)291-4567 / FAX(026)228-3511

ながの共済

傷害共済



経営者の労災24時間

中小企業経営者のベストパートナー

経営者傷害共済

(傷害共済K型)

企業防衛の第一歩は、経営者への備えから!

ケガによる死亡補償

2,000[※]万円

後遺障害・入院・通院も対象となります。

※満75歳以上の方は、1,000万円となります。

詳細はパンフレットをご覧ください。

- 24時間補償 ●業種や職種、年齢にかかわらず一律の共済掛金
- 法人で負担した共済掛金は損金計上可能

継続は
85歳まで!

ながの共済

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

☎0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階
【東信支部】上田市常田2丁目20-26 トキダビル3階
【中信支部】松本市中央1丁目23-1 松本商工会館3階
【南信支部】諏訪市高島2丁目1201-40 RAKO華乃井ホテル バレス1階
【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階

TEL.026(269)0885
TEL.0268(24)1789
TEL.0263(33)0510
TEL.0266(78)4033
TEL.0265(24)7099



J R 長野駅善光寺口より徒歩 1 分の好立地



上質で優雅な時間を過ごす ゲストルーム&ロビーラウンジ



感謝と祝福の笑顔が溢れる メトロポリタンウエディング



旬の味覚と確かな技が喜びを創りだす レストラン&バー



**HOTEL
METROPOLITAN**
NAGANO JR-EAST

ご利用に便利な JR 長野駅前
長野駅ビル MIDORI と直結の
ホテルメトロポリタン長野
スペースを贅沢に使った
優雅なレストラン・バーや
機能性の高いバンケットルーム
開放感溢れるガーデンチャペル
そして

7 タイプ全 235 室の客室まで
グランドホテルにふさわしい
グレードと快適さを整えて
皆様をお迎えいたします



ホテルメトロポリタン 長野

〒380-0824

長野市南石堂町1346番地

TEL026-291-7000(代表)

FAX026-291-7007(代表)

※写真は全てイメージです

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
三井生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
三井生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、
一般扱 (口座振替月払等) で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクを
カバーする保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
三井生命保険株式会社



- * 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書 (契約概要)」 「特に重要な事項のご説明 (注意喚起情報)」 「ご契約のしおりー約款」 および長野県中小企業団体中央会の「退職金共済規程 (規約・規則)」等を必ずご覧ください。

三井生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

三井生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 長野県松本市中央 1-21-8 三井生命松本ビル 2F TEL:0263-34-3585

<https://www.mitsui-seimei.co.jp/>

長野営業部 TEL:026-226-2820

諏訪営業部 TEL:0266-52-1356

上田営業部 TEL:0268-24-2755

松本営業部

あづみ野営業部

佐久営業部

TEL:0263-35-8519

TEL:0263-84-0256

TEL:0267-62-0358

飯田営業部 TEL:0265-24-4980

東御営業部 TEL:0268-64-5413

三井-KB-2018-2 (損保) B-2018-1 (2018.4)
B-2018-1011 (2018.4) 使用期限 2019.3.31

タクミズム信州

発売日 平成30年12月15日予定

第5弾発売
限定100本

長野県時計宝飾眼鏡商業組合では、平成16年に機械式腕時計の修理技術保持のため『信州匠の時計修理工士』制度を設け、技能・技術の習得を図ってまいりました。

そこで培われた時計修理技術の保持と、さらなる技術の向上のために誕生した腕時計『タクミズム信州』の第5弾をこのたび発売いたします。

今回のムーブメントはセイコーインスル(株)製で、シンプルで末永く歴史を刻む本格的なモデルとなっています。購入されたお客様が子供へ、その子供が孫へと伝え、一族の歴史を物語るに恥じない素晴らしい腕時計です。

この機会にぜひ、貴方の人生の歴史を刻む腕時計をお求めになりませんか。



- シリアルナンバー入り(白・紺 合わせて限定100本)
- 小売価格 ￥189,000(税込み)
- ムーブメント セイコーインスル(株)製 (6振動、21600振動、自動巻き、手巻き付き、日付)
- 専用皮バンド(茶色牛皮クロコ型押し 三つ折れ留め金具にタクミのロゴ入り)
- 秒針既成付、日差-15秒～+25秒、最大巻上げ50時間持続
- 保証期間 お買い上げ日より2年間、修理カルテ付

予約申し込み 平成30年12月2日(日)まで (既定数になりしだい予約終了)

ご予約先 TEL.0266-72-3677 FAX.0266-72-3620 中澤まで

☆働きやすい職場環境づくり
「企業の社会的責任(CSR)」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。

ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

簡単管理 全額非課税 掛金助成
退職金は、国の制度を賢く活用

中退共 小企業
退職金
共済制度

「中退共」で
検索!

<http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>



(財)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2018

11

No.504

第504号 平成30年11月10日発行
購読料年間 3,000 円 (消費税・送料込み)
発行人 佐々木正孝

発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町 131-10
長野県中小企業会館内 4F
TEL.026-228-1171

印刷所 カシヨ株式会社

地域の中小企業と、未来を描く。

地域の経済を支える、中小企業のみなさまのために。

商工中金はさまざまな関係機関と連携して、そのビジネスをサポート。

豊かな地域社会の実現に向けて貢献してまいります。

商工中金



長野支店 026(234)0145

諏訪支店 0266(52)6600

松本支店 0263(35)6211

〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11

●長野電鉄榑堂駅下車(勤労者女性会館しなのき隣)

〒392-0026 諏訪市大手1-14-6

●上諏訪並木通り

〒390-0811 松本市中央2-1-27

●松本郵便局筋向い(松本本町第一生命ビル1階)

商工中金は、国とともに、中小企業をサポートする金融機関です。



人を思う。未来を思う。

商工中金